

コロナウイルスに関する対応方針

社会福祉法人 翼友会では、この度の流行を受け、ご利用者様及び職員の安全と命を守るため、以下の方針を決定いたしましたので、お知らせいたします。このたび感染された方の早期回復と、感染の終息を心より祈念いたします。

1. 《通勤時のマスク着用について》

新型コロナウイルスの感染予防対策として、職員は、自宅往復を含む通勤時、勤務時間中において、手洗い・うがい・手指消毒・マスクの着用等、標準予防対策を徹底することといたします。ご利用者様のご理解のもと、今後徹底してまいります。

2. 《職員の健康管理について》

職員：出勤前に検温。

園児：登園前に検温。

出入り業者：玄関で検温。

・介護施設の場合

職員検温の他、入居者の検温を1日2回実施。

入所前の自宅送迎時に検温。

3. 《職員本人、あるいは同居する家族が発症した場合》

37.5度以上の発熱、咳や強いだるさ・息苦しさが4日以上続いた場合、マスクを着用するなどの咳エチケットを行い、あらかじめ最寄りの保健所、または厚生労働省相談窓口へ連絡の上、速やかに医療機関を受診するよう通知を行っております。

4. 《保育・介護施設の継続運営》

現在、特に重要な役割を担う医療施設や関係機関に勤務されている利用者様も多くいらっしゃいます。社会福祉の根幹たる各施設の閉鎖を安易に行うことは現状考えておりません。

5. 《清掃・除菌》

次亜塩素酸を使い、一日2回 床・壁・窓の清掃。

ドアノブ等取っ手部分はその都度清掃を心がけております。